

船橋市地域包括支援センター業務委託仕様書

1. 業務名

船橋市地域包括支援センター業務委託（船橋市前原地域包括支援センター）

2. 目的

地域における高齢者の総合相談と包括的支援体制を確立し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のため、包括的支援事業等を行う。また、高齢者が要介護状態になることを予防するため、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント事業（第1号介護予防支援事業）を行う。

3. 実施主体

事業の実施主体は、船橋市とする。

4. 事業の対象者

事業の対象者は、市内に住所を有する概ね 65 歳以上の高齢者及び介護保険第2号被保険者のうち要介護認定を受けている者又は受ける可能性がある者とその家族とする。

5. 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日とする。

6. 担当地区

圏域名	担当する地区コミュニティ	担当地域
東部	「前原」	前原東1～6丁目、前原西1～8丁目 中野木1～2丁目

担当地区を越えた業務については、その地区を担当する地域包括支援センターと連携を図りながら実施すること。

7. 名称

船橋市前原地域包括支援センター

8. 設置場所

前原地区コミュニティ内で、概ね市が別に指定するエリアに地域包括支援センターの事務所を設定すること。

9. 委託料

- (1) 委託料は上限価格 46,139,000 円の範囲内とする。
- (2) 指定介護予防支援業務を含む他事業との経理区分
 - ① 本業務の委託料には、指定介護予防支援業務を含む他事業に係る経費は計上しないこと。
 - ② 指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）は、本業務の委託料とは別に受託者の収入とするので、受託者が独自に職員を雇用すること。

10. 建物設備等

(1) 建物設備

- ① 地域包括支援センターを開設する建物等の不動産については、本市の都市計画等、並びに建築基準法その他の法令等を遵守しているものとする。

② 高齢者に配慮した設備を有し、事務所を2階以上に設置する場合はエレベーターを有する建物であること。なお、開設場所を変更する場合は、90日前までに市へ書面をもって報告し、事前承認を得ること。

③ 地域包括支援センターの看板等（名称は指定する）を1つ以上設置すること。

（2）利用者用駐車場・駐輪場の確保

利用者専用の駐車スペースを2台以上及び駐輪スペースを3台以上敷地内又は近隣地に確保すること。

（3）事務所の仕様

① 事務室及び運営に必要な相談室、会議室、書類保管庫等を有していること。

※相談室及び会議室は、簡易に移動できるパーテーションにより設置することも可能とするが、相談者に配慮した形態とすること。また、相談室及び会議室は、必ずしも別の部屋である必要はない。

② 上記①の事務室床面積は、30平方メートル以上とし、相談室及び会議室の床面積は含まない。

③ 専用のパソコンを1台以上常備（ワード2016、エクセル2016以上のバージョンでの文書交信ができること）し、インターネット接続環境を確保するとともに、専用のメールアドレスを備えていること。なお、同パソコンのセキュリティ機能を確保すること。

④ 事務机及び椅子を職員数分確保し、パソコン用のプリンター、ファクシミリ、電話器を配置すること。

（4）セキュリティ対策

機械警備の設置及び施錠できる保管庫を有しセキュリティを確保すること。

※機械警備とは、営業時間外の侵入状況を把握するものであり、営業時間内の不審者情報等を記録するものではない。また、営業時間内の不審者情報を記録する必要がある場合は事前協議事項とする。

（5）車両の登録

本業務の設計金額には、自動車の運用費を積算している。社用車を配置する場合は、本市に登録（車検証の写しを添付）するとともに車両に担当する地域包括支援センター名称を掲げることとする。

1.1. 職員配置及び総括責任者

（1）職種別配置人数

① 三職種

次のア～ウのいずれかの職種を5名配置すること。ただし、少なくとも各職種1名ずつ以上配置すること。

※同職種を3名配置することを可能としているが、三職種のチームアプローチを有効に機能させる観点から、各職種の人数をバランス良く配置することが望ましい。

ア.「保健師その他これに準ずる者」

「準ずる者」とは、看護師資格を有し、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験及び地域ケア、地域保健等に関する経験が1年以上ある者をいう。なお、「準ずる者」の看護師には准看護師は含まない。

イ.「社会福祉士その他これに準ずる者」

「準ずる者」とは、福祉事務所等の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ高齢者の保健・福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者をいう。

ウ.「主任介護支援専門員」

② 事務職員

1 人工分配置すること。

(2) 勤務形態

① 上記(1)①の三職種は常勤・専従で配置すること。したがって、常勤換算（ワークシェア）による配置は認めない。

② 上記(1)②の事務職員は非常勤の職員でも可能とする。

(3) 総括責任者

総括責任者（地域包括支援センター所長）を定めるものとする。なお、総括責任者は、上記(1)

①の職員が兼務することができる。

(4) 配置職員の登録

① 当該業務に従事する者を予め市に報告すること。

② 登録した職員に変更が生じる場合は30日前までに市へ書面をもって報告し、事前承認を得ること。

(5) 育児休暇及び病気休暇等

上記(1)①の三職種が育児休暇又は90日以上 of 病気休暇を取得する場合は、速やかに代替職員を補充すること。ただし、産前産後休暇及び90日未満の病気休暇等において、緊急止むを得ない場合は30日前までに市へ書面をもって報告し、事前承認を得た場合はこの限りではない。

(6) 他の業務との兼務禁止

① 当該業務に従事する三職種は、常勤・専従の職員を配置することとしており、指定介護予防支援事業を含む他の業務への兼務を認めない。

② 当該業務に従事する三職種は、他の業務との兼務が本仕様で認められていないので他の業務に従事する者は、受託法人が独自に雇用し配置すること。

③ 次の項目は必要に応じ兼務を認める。

○指定介護予防支援業務の管理者（制度上設置義務）1名は兼務することを可能とするが、要支援者等への介護予防ケアマネジメント（ケアプランの作成）を行うことは原則不可とする。

○要支援者等への介護予防ケアマネジメント業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託した場合に、委託先からの計画書・評価表の点検作業を行うことは認める。

12. 開設時間及び休業日

(1) 開設時間

午前9時から午後5時とする。

なお、開設時間には、執務準備・執務整理時間を含まないこととする。

(2) 休業日

① 土曜日及び日曜日

② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

③ 12月29日から翌1月3日まで

(3) 事務所待機者

開設時間内においては、必ず上記「11. 配置職員及び総括責任者(1)①」のいずれか1人の従事者は事務室内に残り、相談業務等に対応できる体制をとること。

(4) 開設時間外の対応

① 開設時間外においても、緊急時に連絡を取れるよう緊急連絡体制を整え必要な措置を講じること。

② 仕事等を理由に開設時間内に相談することができないなどのニーズに対しては、センター内で調整を図り、柔軟に対応していくこと。

1.3. 地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの総合的な運営方針

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築に向けた基盤の整備のため、日頃より地域連携のコーディネーター役として、多職種での連携拠点となり、支援が必要な人に迅速に対応する。また、在宅介護支援センターは、地域包括支援センターの協働機関として、地域での見守り等の個別支援の連携拠点として位置づけ、双方が密接に連携し、協働して包括的・継続的な支援を実施する。

下記の点を基本的な取り組み事項とし、地域包括ケアシステムの構築を推進する。

加えて、年度毎に重点的に取り組む事業を設定し、地域包括支援センター機能の充実と更なる改善を図る。

① 地域資源の状況把握

地域の役割と資源を把握し、個人の生活とその背景にある地域との関連性を理解するアセスメントを行う。

② 高齢者の生活実態把握

個人の生活を支える視点でのアセスメントを行う。

③ 必要なサービスの導入

支援を必要とする人の現状やサービス導入に至らなかった経緯等を検証し、介護や医療等の必要なサービスを早期に導入する。

④ 地域課題の抽出

地域ニーズや社会資源の評価、改善を行う。

⑤ 住民主体の活動支援

地域資源の一つであるインフォーマルサービスを積極的に活用するためには、住民主体の活動を支援することが重要である。また、地域住民の社会参加として、ボランティア活動を側面支援するなど地域で地域の高齢者を見守る地域力を育成することが必要不可欠である。

⑥ 地域ケア会議（全体会議・個別ケア会議）の推進

高齢者個人に対する支援の充実及び地域での「気づき・つながり・見守り」支援体制の構築を実現するための具体的な取り組みとして、地域ケア会議（全体会議・個別ケア会議）の推進を図る。24の地区コミュニティ単位で運営する「全体会議」において、三師会を中核とした地域の在宅医療関係者を加えるなど、構成員の充実を図り、連携体制の強化、ネットワークの構築と社会基盤の整備を推進する。

1.4. 委託型地域包括支援センターの運営方針

委託型地域包括支援センターは、高齢者人口の増加に対応するかたちで設置され、市民の利便性の向上、センターとしての機動力の向上及び地域づくりの推進につながることを期待されている。運営にあたっては、「1.3. 地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの総合的な運営方針」を基底とし、以下の事業を円滑に遂行する。なお、日常生活圏域の基幹型センター（直営地域包括支援センター）と協働することにより、地域包括ケアシステムの構築を目指すものとする。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）（介護保険法第115条の45第1項第1号ニ）

要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービスのほか、一般介護予防事業など、要支援者等の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう自立支援に資する介護予

防ケアマネジメントを実施する。

なお、この事業の実施にあたっては、船橋市介護予防ケアマネジメント事業の実施に関する要綱の規定及び総合事業における地域包括支援センター及び在宅介護支援センターに係る事業実施マニュアルを遵守すること。

② 地域リハビリテーション活動支援事業（介護保険法第115条の45第1項第2号）

要支援者等への介護予防ケアマネジメントにおいて、リハビリテーション専門職等との連携を図り、リハビリテーションの理念を積極的に取り入れ、自立支援型介護予防ケアマネジメントの確立に向けた取り組みを推進すること。

（2）包括的支援事業

① 総合相談支援業務（介護保険法第115条の45第2項第1号）

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な機関、サービス又は制度の利用につなげる等の支援を行うこと。

総合相談支援業務を適切に行う前提として、地域におけるネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握を行うこと。

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的又は緊急の対応が必要かどうかを判断すること。

継続的・専門的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、当事者への訪問、当事者の様々な関係者からのより詳細な情報収集を行い、当事者に関する課題を明確にし、個別の支援計画を策定する。支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、当事者や当該関係機関から、定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認すること。

② 権利擁護業務（介護保険法第115条の45第2項第2号）

ア．基本的な視点

日常生活自立支援事業などの権利擁護を目的とするサービスや仕組みを有効活用し、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することで、高齢者の尊厳のある生活の維持を図ること。

イ．成年後見制度の活用

高齢者に親族がいる場合には、親族に成年後見制度を説明し、親族からの申立てが行われるよう支援する。また、申立てを行える親族がない場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、速やかに市に当該高齢者の状況等を報告し、市長申立てにつなげること。

ウ．老人福祉施設等への措置

虐待等の場合で、高齢者を特別養護老人ホーム等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市に高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求めること。

また、措置入所（短期含む）後も高齢者の状況を把握し、認知症等により判断力の低下した高齢者については、できる限り速やかに、成年後見制度の利用など必要なサービス等の利用を支援すること。

エ．虐待への対応

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）第17条に規定する事務の委託を受け、次の業務を行うこと。なお、虐待と判断される場合などは必要に応じて、速やかに市に高齢者の状況等を報告し、適切な対応をとること。

- ㉞ 高齢者虐待防止法第6条の規定による相談、指導及び助言
- ㉟ 高齢者虐待防止法第7条第1項若しくは第2項の規定による通報
- ㊱ 高齢者虐待防止法第9条第1項の規定による届出の受理
- ㊲ 高齢者虐待防止法第9条第1項の規定による高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置
- ㊳ 高齢者虐待防止法第16条の規定により市と連携協力する者とその対応について協議
- ㊴ 高齢者虐待防止法第14条の規定による養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護保険法第115条の4第2項第3号）
 地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医、介護支援専門員との多職種協働と地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援を行うこと。
- ④ 認知症総合支援業務（介護保険法第115条の4第2項第6号）
 認知症の早期発見や症状悪化の防止のための支援、その他認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行うため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - ア．認知症初期集中支援チームとの連携
 被保険者やその家族等からの相談に対し、適切な助言を行うなど必要な支援を行うこと。また、必要に応じて認知症初期集中支援チームと連携し、必要な支援を行うこと。
 - イ．認知症サポーター養成講座の推進
 認知症の基礎知識や認知症の人への対応等の講座を企画し、一般の住民等を対象とした認知症サポーター養成講座を開催すること。
 - ウ．“認知症の人にやさしい船橋”に向けた地域づくり
 国が定める認知症地域支援推進員を1名以上配置し、認知症高齢者徘徊模擬訓練の実施に向けた地域の関係機関との連携・調整支援や認知症カフェの企画・運営等への支援などを行い、“認知症の人にやさしい船橋”を目指した地域づくりに取り組むこと。
- ⑤ 地域ケア会議推進業務（介護保険法第115条の4第8号）
 - ア．地域ケア会議（全体会議・個別ケア会議）
 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施のために、船橋市地域ケア会議設置要綱に基づき、地区コミュニティごとに船橋市地域ケア会議の事務局を運営すること。ただし、地区コミュニティ内に在宅介護支援センターが存在する場合はこの限りではない。
 地域ケア会議では、個別ケア会議による個別ケースの課題分析を積み重ねることなどにより、地域に共通した課題を抽出し、当該課題解決に向けた取り組みを行うこと。
 - イ．自立支援ケアマネジメント検討会議
 リハビリテーション専門職、保健師等の多職種から構成される自立支援ケアマネジメント検討会議への参加を通じて、ケアマネジメント対象者のQOL（生活の質）の向上をはじめ、ケアマネジャー（地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所）のケアマネジメント力の向上及び地域課題の把握につなげること。

（3）指定介護予防支援事業（介護保険法第8条の2第16項）

地域包括支援センターに併設して、指定介護予防支援事業所（介護保険法第115条の22）を設置し、船橋市指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を遵守し、事業を実施すること。なお、ケアプラン作成を委託する場合は、受託する指定居宅介護支援事業所における介護予防支援の適正な実施に影響を及

ぼすことのないよう、業務量について十分に配慮するとともに、委託手続きに係る事務において、できる限り事業所あるいは利用者の負担とならないような事務の簡素化を行うなど配慮すること。

(4) その他

① 船橋市地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの運営に当たっては、公正・中立性を確保し、その円滑かつ適正な運営を図るため、その方針について、地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の議を経ることとなるため、運営協議会が開催される際には、必要に応じて地域包括支援センターの職員が出席し、その運営状況の意見や説明等を行うこと。

② その他審議会等

①に規定する運営協議会のほか、船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会及び同担当者会議、権利擁護支援等推進協議会及び権利擁護支援定例会議に出席し、意見や説明等を行うこと。

その他、船橋市地域ケア会議推進会議、地域包括支援センター会議、地域密着型サービス事業所運営推進会議、地域包括支援センター所長会議及びその他の専門職会議等に参加すること。

地区民生委員児童委員協議会、その他関係機関が主催する会議に必要なに応じて参加すること。

③ 個人情報の取扱いについて

地域包括支援センターの運営上、多くの個人情報を取り扱うこととなるため、次に掲げる事項に留意しなければならない。

○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

○地域包括支援センターにおける各事業の実施に当たり、各事業の当事者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を得ること。

○個人情報の取り扱いについては、関係法令（ガイドライン等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意すること。

④ その他

○地域支援事業の実施

平成18年6月9日付け老発第0609001号最終改正令和4年3月28日付け老発0328第1号「地域支援事業の実施について」及び厚生労働省老健局作成「地域包括支援センター業務マニュアル」を遵守して実施するものとする。また、各事業の実施に当たっての各種様式等については、市が別に定める。

なお、「地域支援事業の実施について」及び「地域包括支援センター業務マニュアル」が改正された場合は、最新を優先するものとする。

○地域におけるネットワーク構築業務

効率的・効果的に実態把握業務を行い、支援を必要とする高齢者を見出し、総合相談につなげるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図ること。

そのため、サービス提供機関や専門相談機関等のマップの作成等により活用可能な機関、団体等の把握などを行うこと。

○災害時の対応

災害時には、担当する地区の状況把握に努めるとともに、必要な情報を収集し、相談に対応すること。

○介護申請の代行を行うこと。

○介護予防サービス支援計画書等の作成支援を行うこと。

○住宅改修理由書の作成

居宅介護支援、介護予防支援の提供を受けていない要介護・要支援の被保険者への住宅改修理由書を作成する。

15. 事業計画及び事業報告並びに事業評価等について

(1) 年度当初の書類提出

毎年度当初に「事業計画書」及び「収支予算書」を提出すること。

(2) 第3四半期終了時の書類提出

毎年度第3四半期業務終了後に「事業報告書」及び「収支報告書」を提出すること。

(3) 年度終了時の書類提出

毎年度業務終了後に「事業報告書」及び「収支決算書」を提出すること。

(4) 地域包括支援センター月報の提出

毎月の業務終了後に「地域包括支援センター月報」を提出すること。

(5) 実績評価の実施

毎年度、実績評価を行う。

(6) 指定介護予防支援事業所の指定等に関する手続き

指定介護予防支援事業所としての指定等に係る指定の書式を提出すること。

(7) その他

その他、統計資料や運営協議会に係る資料を提出すること。

また、別に定める個票等を完備すること(随時、報告を求められた場合には速やかに提示すること)。

16. 委託料の請求・支払・精算

(1) 請求

四半期ごとの業務履行後に委託料の請求書を提出すること。

(2) 支払

適正なる請求書の受理後30日以内に委託料を支払う。

(3) 精算

- ① 上記「11. 職員配置及び総括責任者(1)」の職種については、第4四半期終了時に年度内に要した人件費の精算を行う。ただし、契約書に記載される人件費内訳額(見積書内訳額と同額)を上回る精算はしない。
- ② 仕様に定める職員数以上に配置した職員(上記「11. 職員配置及び総括責任者(3) 総括責任者」を別途雇用する場合も含む)の人件費については、精算しないこととする。
ただし、業務の引継ぎのために仕様書に定める職員数以上に配置した職員(三職種の常勤・専従者)の人件費については1か月分を上限として精算することができるものとする。なお、この場合においても契約書に記載される人件費(三職種の常勤・専従者)の限度額を超えることはできないものとする。
- ③ 人件費以外の経費については、開設場所等に係る経費に変更が生じない限り精算は実施しない。
なお、人件費以外の経費を精算する場合も契約書に記載される人件費以外の内訳額(見積書内訳額)を上回る精算はしない。
- ④ 精算が発生した場合は、第4四半期終了時に委託料減少に伴う変更契約を締結し精算する。

17. 法令等の遵守

地域包括支援センターを運営するにあたり、介護保険法ほか関係法令を遵守すること。

18. その他

地域包括支援センターの事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分すること。